

2 校内での事故

【児童への日常指導】 けが人が発生した時は・・・

1. けが人に付き添う 2. 大人を呼びに行く 3. 落ち着いて説明する

1. 事故発生

- 負傷児童を一人にしない
- 助けを呼ぶ
- 状況の把握
- 周囲の児童の対応

2. 校内連絡

- 「副校長先生保健室にお願いします」
医療機関送致、救急搬送の可能性がある。
当該学年で他の児童対応を行う
手が空いている教職員は保健室へ
- 「〇〇先生（学級担任）保健室にお願いします」
医療機関送致の可能性がある。

3. 応急処置

- 救急車召呼の判断をする→ 1 1 9 番
- 医療機関の選定をする（別紙）
- 全身状態を把握する
脈拍・呼吸数・体温・出血量・顔色

4. 連絡

- 保護者
 - ・ 事故の経緯と現状の事実のみを正確に伝える。
憶測や診断はしない。
 - ・ 医療機関の確認
 - ・ 保険証等を持参してもらう
- 車の手配 京王タクシー
保護者と連絡がとれない時や、来校できない場合。
- 医療機関
 - ・ 受け入れの確認を行う。

負傷児童の対応

校内連絡

応急処置

外部連絡

5. 救急車を要請する場合

【救急車を要請する基準】

- ①意識喪失が持続する
- ②ショック症状が持続する
- ③呼吸の乱れが持続する
- ④けいれんが持続する
- ⑤激痛が持続する
- ⑥多量の出血がある
- ⑦変形を伴う骨折がある
- ⑧広範囲のやけど
- ⑨緊急性が高いアレルギー症状

- ・ぐったり・意識もうろう・尿や便をもらす・唇や爪が青白い
- ・脈がふれにくいまたは不規則
- ・持続する強い腹痛・繰り返し吐き続ける
- ・のどや胸が締め付けられる・声がかすれる・息がしにくい
- ・犬が吠えるような咳・持続する強い咳き込み・ゼーゼーする呼吸

① 119番通報

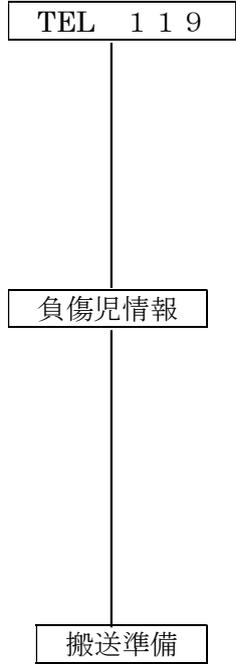
- 「救急車をお願いします」
- 「こちら瑞穂町立瑞穂第四小学校です」
- 「住所は西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎2-1」
- 「電話番号は 042-553-4143」
- 「学校の正門に案内を立てます」

② 負傷児の情報を伝える

- 「負傷児の氏名は_____で__才 男・女 です」
- 「__時__分ごろ__場所で_____をしていたところ
_____しました」
- 「現在の状況は 意識（あり・なし・混濁）
呼吸（正常・乱れ・停止）
出血（多い・少ない） 等

③ 救急車到着までに・・・

- 正門に案内担当が立つ
- 緊急用バッグに保健調査票・緊急連絡票の用意



同時に多数の負傷者が発生した場合（不審者侵入・自然災害など）

① 重傷度別ふりわけ

保健室	相談室	多目的室	校長室
重症度 1	2	3	4

② 移送した医療機関の把握

- ※集約・・・副校長 別紙一覧表による
- 付添の教職員は病院へ携帯電話を持参するなどして、随時状況を報告する。

6. 事後の対応

①事故の全容の把握

- 負傷児童及び健康状態を把握する。
- 心のケアが必要な場合は SC 相談員につなげる
- 児童の様子を観察し保護者や地域の要望を把握する
- 事件事故の概要を確認し課題を明らかにする。

②外部との連絡調整

- 町教委・学校医への報告
- 保護者説明会の実施
- 報道機関対応

③再発防止策の充実

- 安全点検
- 生活指導



【治療費給付の手続き】

- ・ 学校管理下（登下校を含む）において負傷し、受診した場合に総医療費の4割（保護者負担3割+1割）が日本スポーツ振興センターより給付される。
- ・ 書類の保管場所は保健室及び職員室。

健康保険が適用されないケース

- ・ 保険証がない場合
- ・ 自由診療、保険外診療分（差額ベッド代、高額な差し歯など）
- ・ 第三者行為（児童間のけんかも場合によっては含まれる）